

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

2 指名停止措置期間 平成28年 8月19日～平成28年11月18日（ 3箇月間 ）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事及び物品調達等

4 事実概要

富士通株式会社は、東京電力ホールディングス株式会社が発注する特定電力保安通信用機器について、納入価格の低落防止を図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにすることにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成28年7月12日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として告発されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内

第4条第3項（指名停止の期間の特例）

町長は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）